

## ① 特許権侵害

### (1) 権利範囲

特許発明の技術的範囲は、特許請求の範囲の記載に基づいて定められ、そこに記載された用語の意義は、明細書の記載及び図面を考慮して解釈されます。

特許請求の範囲は、請求項(クレーム)に区分して、請求項ごとに発明を特定するために必要な事項のすべてを記載することになっており、2つ以上の請求項がある特許権については、請求項ごとに特許権が発生します。



### (2) 直接侵害

請求項の構成要件をすべて充足した状態で特許発明を実施(製造・販売など)すると、その請求項について特許権を侵害する可能性があります。構成要件の一部でも欠く場合には、侵害が成立しないことになります。全ての請求項である必要はなく、少なくとも1つの請求項を満たせば良いです。

### (3) 間接侵害

請求項の構成要件のすべてを充足しない場合でも、直接侵害を誘発する可能性が高い行為については、特許権侵害とみなされる場合があります。例えば、特許製品の生産以外に他の用途がない専用品を販売する等です。

### (4) 均等論

侵害品に特許請求の範囲の記載と異なる部分があっても、①異なる部分が本質的部分ではなく、②異なる部分を置き換えても目的を達成することができ、③異なる部分を置き換えることが侵害時に容易であり、④侵害品が出願時に容易に考えられる技術ではなく、⑤侵害品が特許請求の範囲から意識的に除外されたものでもない場合には、特許権侵害と判断される場合があります。



### (5) 利用・抵触

利用は、一方を実施すれば、他方の全部を実施することになるが、その逆は成立しない関係です。特許発明が、それより前に出願された他人の特許発明、登録実用新案、登録意匠(類似含む)を利用するときは、侵害となる可能性があります。

抵触は、双方の権利内容が重複しており、互いに、一方を実施すれば他方の全部を実施することになる関係です。特許権が、それより前に出願された他人の意匠権、商標権と抵触するときは、侵害となる可能性があります。特許権同士の抵触は、重複特許(ダブルパテント)となるので、通常はありません。

### (6) 差止請求

特許権侵害に対する差止めとしては、①侵害行為の停止、②侵害の予防、③侵害行為を組成した物(生産された物を含む)の廃棄、設備の除却などの措置を請求することができます。



### (7) 損害賠償請求

特許権侵害に対して損害賠償を請求する場合は、①侵害の事実、②侵害者の故意・過失、③損害の発生、④侵害行為と損害の因果関係、⑤損害額の算定について、立証する必要があります。なお、特許権の内容は公示されますので、それを確認しなかったことに過失が推定され、侵害者が無過失を立証することになります。

## こちら特許部

ニッポウ  
NIPPO 日峯国際特許事務所

ご質問やご相談を承ります。  
どうぞ、お気軽にお問い合わせください。

☎ 029-228-5622

✉ info@nippo-patent.jp